

桑名市共同浴場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市条例第48号

桑名市共同浴場条例の一部を改正する条例

桑名市共同浴場条例（平成19年桑名市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条の表松ヶ島共同浴場の項中「日曜日」の次に「、月曜日」を加える。

第6条第1項の表深谷共同浴場（さざれ湯）の項中「210円」を「255円」に、「100円」を「137円」に改め、同表松ヶ島共同浴場の項中「138円」を「182円」に、「46円」を「91円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。